

# 開示実務新任者向け Webセミナー

2023年11月  
企業会計基準委員会

第 I 部  
有価証券報告書及び四半期報告書  
— 法令諸規則の構造 —

---

- 
- I 継続開示制度
  - II 法令諸規則
  - III 会計基準
  - IV 記載内容の全体像



# I 継続開示制度

## 1 継続的に開示する書類

# 1 継続的に開示する書類

## 法定開示

金融商品取引法（金商法）

◆ 有価証券報告書（有報）

◆ 四半期報告書 等

会社法

◆ 事業報告

◆ 計算書類、連結計算書類 等

## 金融商品取引所規則により開示

◆ 決算短信、四半期決算短信

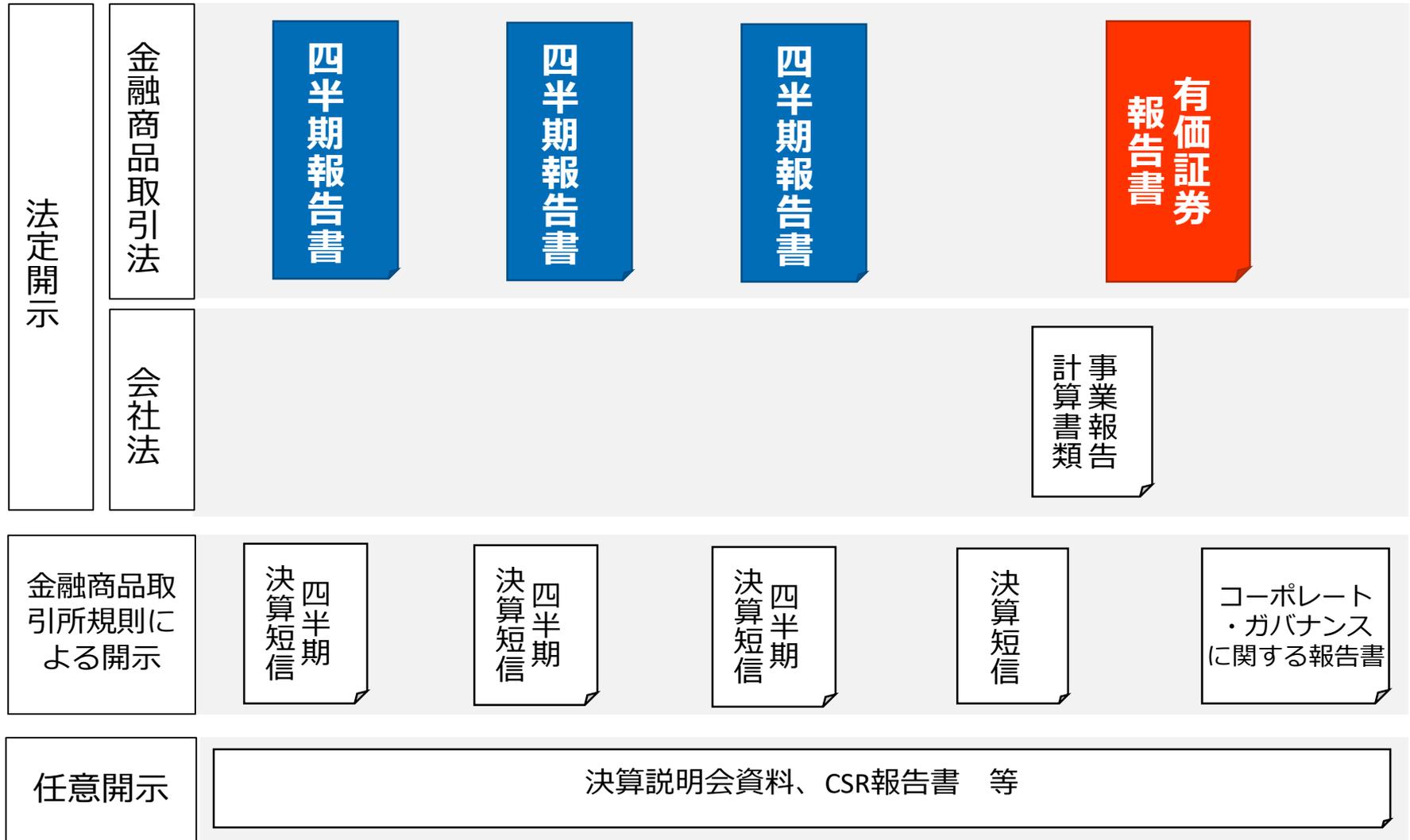
◆ コーポレート・ガバナンスに関する報告書 等

## 任意開示

◆ 決算説明会資料 等

◆ CSR報告書 等

# 1 継続的に開示する書類





## Ⅱ 法令諸規則

- 1 有価証券報告書及び四半期報告書に関する法令諸規則
- 2 金融商品取引法
- 3 企業内容等の開示に関する内閣府令
- 4 連結財務諸表規則及び四半期連結財務諸表規則

# 1 有価証券報告書及び四半期報告書に関する法令諸規則

	名 称	略 称
<b>法律</b>	金融商品取引法	「金商法」
<b>内閣府令</b>	企業内容等の開示に関する内閣府令	「開示府令」
	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	「財務諸表等規則」 「財規」
	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	「連結財務諸表規則」 「連結財規」
	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	「四半期連結財務諸表規則」 「四半期連結財規」
<b>ガイドライン</b>	企業内容等の開示に関する留意事項について	「企業内容等開示ガイドライン」
	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	「財務諸表等規則ガイドライン」 「財規ガイドライン」
	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	「連結財務諸表規則ガイドライン」 「連結財規ガイドライン」
	「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	「四半期連結財務諸表規則ガイドライン」 「四半期連結財規ガイドライン」

## 2 金融商品取引法

### 有価証券報告書 → 金商法第24条第1項

「有価証券の発行者である会社は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、**内閣府令で定める事項を記載した報告書（有価証券報告書）**を内国会社にあつては当該**事業年度経過後3月以内**に、提出しなければならない」旨の規定。

内閣府令 → 「**企業内容等の開示に関する内閣府令**」（「**開示府令**」）  
提出期限 → 事業年度経過後**3ヶ月**以内

### 四半期報告書 → 金商法第24条の4の7第1項

「有価証券報告書を提出しなければならない会社のうち、上場会社は、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間ごとに、内閣府令で定める事項を記載した報告書（**四半期報告書**）を、当該**各期間経過後45日以内の政令で定める期間内**に、提出しなければならない」旨の規定。

内閣府令 → 「**企業内容等の開示に関する内閣府令**」（「**開示府令**」）  
提出期限 → 各期間経過後**45日**以内

### 第193条（財務諸表の用語、様式及び作成方法）

この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って**内閣府令で定める用語、様式及び作成方法**により、これを作成しなければならない。

#### 「内閣府令」

- ➡ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則  
（「**財務諸表等規則**」又は「**財規**」）
- ➡ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則  
（「**連結財務諸表規則**」又は「**連結財規**」）
- ➡ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則  
（「**四半期連結財務諸表規則**」又は「**四半期連結財規**」） 他

## 3 企業内容等の開示に関する内閣府令

### 第1条（定義）

### **第15条（有価証券報告書の記載内容等）**

第15条の2（有価証券報告書等の提出期限の承認の手続等）

### **第17条の15（四半期報告書の記載内容等）**

第17条の15の2（四半期報告書の提出期限の承認の手続等）

### 附 則

第一号様式

第二号様式

### **第三号様式（有価証券報告書）**

### **第四号の三様式（四半期報告書）**

## 3 企業内容等の開示に関する内閣府令

### 第15条第1項（有価証券報告書の記載内容等）

「有価証券報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券報告書を作成し、財務局長等に提出しなければならない」旨の規定。

（内国会社で法第24条第1項の規定による場合）

#### 第三号様式

### 第17条の15第1項（四半期報告書の記載内容等）

「四半期報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により四半期報告書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。この場合において、当該四半期報告書に**四半期連結財務諸表を記載した場合には、四半期財務諸表については記載を要しない**」旨の規定。

（内国会社で法第24条の4の7第1項の規定による場合）

#### 第四号の三様式

### 3 企業内容等の開示に関する内閣府令

#### 第三号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

\_\_\_\_財務（支）局長

\_\_\_\_年 月 日

第 期（自 \_\_\_\_\_ 年 月 日 至  
\_\_\_\_\_ 年 月 日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)

名称

\_\_\_\_\_  
(所在地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(5)

### 3 企業内容等の開示に関する内閣府令

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】 (18)

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
計	

##### (18) 株式の総数等

a 「発行可能株式総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。

会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。

なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までの間に定款に定められた発行可能株式総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

### 3 企業内容等の開示に関する内閣府令

#### 企業内容等の開示に関する内閣府令 第三号様式

(記載上の注意) (41) 連結財務諸表b

「**連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い**、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に**記載する**」旨の規定。

#### 企業内容等の開示に関する内閣府令 第四号の三様式

(記載上の注意) (19) 四半期連結財務諸表g

「**四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い**、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に**記載する**」旨の規定。

### 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 第1条第1項

(適用の一般原則)

「**連結財務諸表**（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表）の用語、様式及び作成方法は、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」旨の規定。

### 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 第1条第1項

(適用の一般原則)

「**四半期連結財務諸表**（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書）の用語、様式及び作成方法は、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」旨の規定。

## 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

- 第1章 **総則**（第1条－第16条の2）
- 第2章 **連結貸借対照表**（第17条－第47条）
- 第3章 **連結損益計算書**（第48条－第69条）
- 第3章の2 **連結包括利益計算書**（第69条の2－第69条の7）
- 第4章 **連結株主資本等変動計算書**（第70条－第81条）
- 第5章 **連結キャッシュ・フロー計算書**（第82条－第90条）
- 第6章 **連結附属明細表**（第91条－第92条の2）

附 則

セグメント情報（様式第一号）、関連情報（様式第二号）、  
報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報等（様式第三号）

様 式

連結貸借対照表（様式第四号）、連結損益計算書（様式第五号）、  
連結包括利益計算書（様式第五号の二）、連結株主資本等変動計算書（様式第六号）、  
連結キャッシュ・フロー計算書（様式第七号（直接法）、様式第八号（間接法））

社債明細表（様式第九号）、借入金等明細表（様式第十号）、  
資産除去債務明細表（様式第十一号）

## 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

- 第1章 **総則**（第1条－第29条）
- 第2章 **四半期連結貸借対照表**（第30条－第63条）
- 第3章 **四半期連結損益計算書**（第64条－第83条）
- 第3章の2 **四半期連結包括利益計算書**（第83条の2－第83条の6）
- 第4章 **四半期連結キャッシュ・フロー計算書**（第84条－第87条）
- 第5章 **株主資本等に関する注記**（第91条－第92条）

附 則

セグメント情報（様式第一号）

様 式

四半期連結貸借対照表（様式第二号）、  
四半期連結損益計算書（様式第三号（累計期間）、様式第四号（会計期間））、  
四半期連結包括利益計算書（様式第三号の二（累計期間）、様式第四号の二（会計期間））、  
四半期連結キャッシュ・フロー計算書（様式第五号（直接法）、様式第六号（間接法））



### Ⅲ 会計基準

- 1 連結財務諸表規則等と企業会計基準の関係
- 2 企業会計基準

# 1 連結財務諸表規則等と企業会計基準との関係

## 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 第1条第1項

(適用の一般原則)

「連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表）の用語、様式及び作成方法は、この規則の定めるところによるものとし、**この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする**」旨の規定。

## 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 第1条第3項

「企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であって次に掲げる要件の全てを満たすものが作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして**金融庁長官が定めるものは、第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする**」旨の規定。

# 1 連結財務諸表規則等と企業会計基準との関係

## 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第69号）

### 第1条（一般に公正妥当な企業会計の基準）

「連結財務諸表規則第1条第3項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構が設置した**企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準**であって、令和4（2022）年12月31日までに**企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表一に掲げるもの**とする」旨の規定。

#### 別表一（第一条関係）

号 数	表 題
企業会計基準第1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企業会計基準第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準
企業会計基準第4号	役員賞与に関する会計基準

### 企業会計基準委員会（ASBJ）が公表する基準等の区分

企業会計基準	会計処理及び開示の基本となるルール
企業会計基準適用指針	企業会計基準の解釈や基準を実務に適用するときの指針
実務対応報告	企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなど

### 企業会計基準の閲覧方法

ウェブサイトのURL <https://www.asb.or.jp/jp/>

掲載先 「公表した基準等」

## IV 記載内容の全体像

- 1 有価証券報告書の記載項目
- 2 四半期報告書の記載項目
- 3 有価証券報告書と四半期報告書の記載項目の比較
- 4 まとめ

# 1 有価証券報告書の記載項目

## 【表紙】

(略)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

- 主要な経営指標等の推移／沿革／事業の内容／関係会社の状況／従業員の状況

### 第2【事業の状況】

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等／  
サステナビリティに関する考え方及び取組／事業等のリスク／  
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析／  
経営上の重要な契約等／研究開発活動

### 第3【設備の状況】

- 設備投資等の概要／主要な設備の状況／設備の新設、除却等の計画

### 第4【提出会社の状況】

- 株式等の状況／自己株式の取得等の状況／配当政策  
／コーポレート・ガバナンスの状況等

# 1 有価証券報告書の記載項目

## 第5【経理の状況】

### 1【連結財務諸表等】

#### (1)【連結財務諸表】

- ①【連結貸借対照表】
- ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
- ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

注記事項

- ⑤【連結附属明細表】

#### (2)【その他】

### 2【財務諸表等】

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

## 第7【提出会社の参考情報】

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

## 2 四半期報告書の記載項目

### 【表紙】

(略)

### 第一部【企業情報】

#### 第1【企業の概況】

- 主要な経営指標等の推移／事業の内容

#### 第2【事業の状況】

- 事業等のリスク／  
経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析／  
経営上の重要な契約等

#### 第3【提出会社の状況】

- 株式等の状況／役員の状況

## 2 四半期報告書の記載項目

### 第4【経理の状況】

#### 1【四半期連結財務諸表】

##### (1)【四半期連結貸借対照表】

##### (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

##### (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

注記事項

#### 2【その他】

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 3 有価証券報告書と四半期報告書の記載項目の比較

#### 有価証券報告書

【表紙】

(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

第2【事業の状況】

第3【設備の状況】

第4【提出会社の状況】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

2【財務諸表等】

第6【提出会社の株式事務の概要】

第7【提出会社の参考情報】

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

#### 四半期報告書

【表紙】

(略)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

第2【事業の状況】

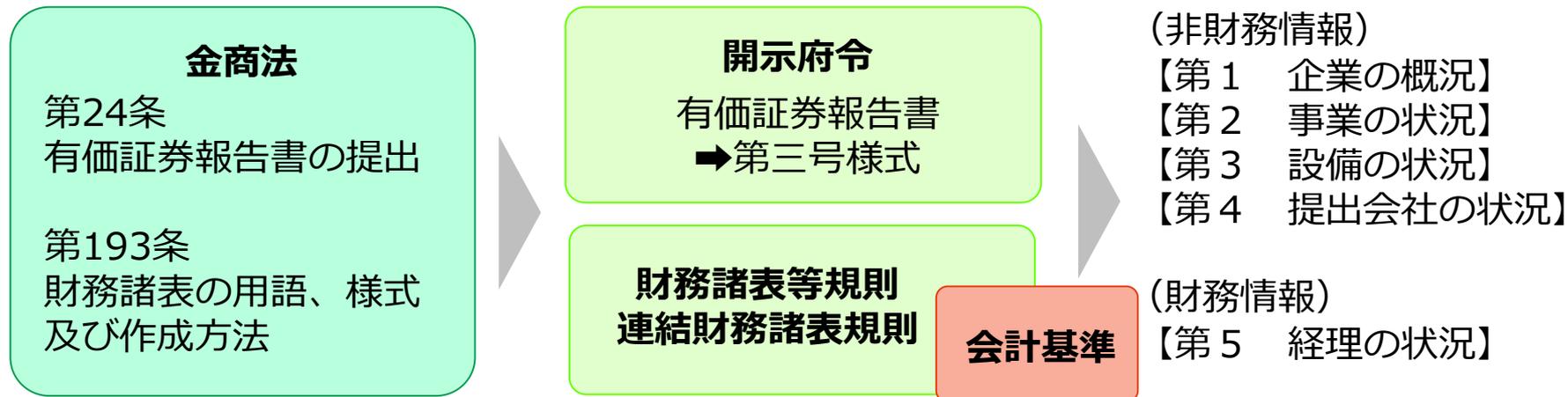
第3【提出会社の状況】

第4【経理の状況】

1【四半期連結財務諸表】

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

## 有価証券報告書



## 四半期報告書

